

**猫のトリミング中に誤って尻尾の一部を切断した業者と従業員に対する損害賠償請求**

【文献種別】 判決／東京地方裁判所  
【裁判年月日】 平成24年7月26日  
【事件番号】 平成23年（ワ）第40738号  
【事件名】 損害賠償請求事件  
【裁判結果】 一部認容、一部棄却  
【参照法令】 民法709条・715条  
【掲載誌】 公刊物未掲載

LEX/DB 文献番号 25495415

**事実の概要**

X<sub>1</sub>～X<sub>4</sub>ら4人は、平成13年12月に猫（雌猫、平成13年8月生まれの三毛のペルシャ猫、以下「甲」という）を購入し、家族の一員としてかわいがり大切に育ててきた。Y<sub>1</sub>社は愛玩用動物の美容業や愛玩用動物専用ホテル業等を主な事業とする株式会社であり、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>社の従業員でありトリマーとしてY<sub>1</sub>社α店に勤務していた。

平成23年4月20日、X<sub>1</sub>は、Y<sub>1</sub>社のα店を訪れ飼っていた甲のトリミングを依頼したが、その担当はY<sub>2</sub>であった。Y<sub>2</sub>は、甲のトリミングに着手し、背中からバリカンをかけ始め、脇腹までかけたあたりで、はがした毛玉が視野を悪くしていたため、ある程度の毛玉を切って視野を良くしようとハサミを入れていたところ、甲の尻尾の一部約5cmを切断する事故（以下「本件事故」という）を発生させた。甲は、本件事故直後に動物病院に運ばれたが、尻尾の切断部分は尾骨が露出しており出血していたため、担当の獣医師により、関節一個分の骨を切断し皮膚を縫合する手術を施された。その後、平成23年6月10日まで甲は通院治療を受け、傷はふさがり後遺症は見られない。治療費は、一部を除き支払済みである。

X<sub>1</sub>らは、甲の所有権を侵害したとして、Y<sub>1</sub>社に対しては民法715条、Y<sub>2</sub>に対しては同法709条に基づき、未払治療費、通院交通費、猫自体の財産的損害、X<sub>1</sub>が本件事故によりショックを受けたことによる体調不良の治療費・薬代および休業損害のほか、X<sub>1</sub>らが計り知れない精神的苦痛

を被ったことによる慰謝料について損害賠償請求をした。請求額は、X<sub>1</sub>については25万円余、X<sub>2</sub>～X<sub>4</sub>については各自11万余であった。

**判決の要旨**

Y<sub>1</sub>社は、甲のトリミングを実施するに際しては、契約上の相手方であるX<sub>1</sub>に対しては勿論、その相手方ではない甲の共有者であるX<sub>2</sub>～X<sub>4</sub>に対しても、信義則上、その安全に配慮し、これを傷つけることのないようにトリミングを行うべき注意義務を負っているところ、これに違反して、同社の従業員Y<sub>2</sub>は、その事業の執行に当たるトリミング中に誤って甲の尻尾の一部をハサミで切断してしまい、X<sub>1</sub>らの所有物を毀損したとして、民法715条に基づき損害賠償義務を負うことを認めたとうえで、従業員であるY<sub>2</sub>も同法709条に基づき損害賠償義務を負うとした。

損害およびその額については、未払治療費、通院交通費は本件不法行為と相当因果関係のある損害であると認めるのが相当であるとしたが、猫自体の財産的損害については、X<sub>1</sub>らに甲を第三者に売却する意思がなかったことが明らかであることに加えて、本件事故当時、甲は9歳7ヶ月と高齢であり、財産的価値を算出することは困難であり、大切な猫の体の一部が永久に損なわれた損害は慰謝料の中に入れて填補されるのが相当であるとして認めなかった。X<sub>1</sub>が本件事故によりショックを受けたことによる体調不良の治療費・薬代および休業損害についても、本件不法行為から通常

生じる損害とはいえず、慰謝料の算定の中において考慮されるのが相当であるとして認めなかった。

X<sub>1</sub>らの精神的損害については、本件事故により、猫の尻尾の一部が永久に戻らないことだけでなく、猫の元気がなくなり人にもなつかなくなってしまうこと等に大変な衝撃を感じたこと、特にX<sub>1</sub>は憔悴して体調不良で通院を余儀なくされたこと、本件事故後は猫が自傷しないか常にその様子に注意していること、本件事故を発生させたことについてY<sub>2</sub>は反省しているがY<sub>1</sub>社経営者は治療費以上の損害賠償には応じず謝罪の態度も示していないことを認めたとうえで、「確かにペットは法的には『物』として処理されることになるが、ペットの場合は生命のない動産とは異なり、生命を持ちながらみずからの意思を持って行動し、飼い主との間には種々の行動やコミュニケーションを通じて互いに愛情を持ち合い、それを育む関係が生まれるのであるから、その意味では人と人との関係に近い関係が期待されるものである」と述べ、X<sub>1</sub>らの精神的・肉体的損害は決して軽視することはできないのものであるとしつつも、甲の傷害の程度、甲との間で再び以前と同じ関係を築ける可能性、甲の年齢、Y<sub>2</sub>に不注意はあったが悪質な処置とまではいえないこと、Y<sub>1</sub>社はともかくY<sub>2</sub>は謝罪し深く反省していること等から、X<sub>1</sub>については4万円、X<sub>2</sub>～X<sub>4</sub>については各2万円、計10万円の精神的損害を認定した。

## 判例の解説

### 一 ペットのトリミング中の事故

ペット（愛玩用動物）の毛をカットしてきれいに整えるトリミングは、単に美容のためだけではなく、ペットの体を清潔に保ち、病気・ケガやノミ・ダニを防ぐ重要な役割を有している。トリマーには獣医師のような国家資格はなく、いくつかの民間団体が資格を与えているだけであるが、動物を預かってトリミング・グルーミングを行うペット美容業者については「保管」を行う動物取扱業者として登録が必要である（動物の愛護及び管理に関する法律〔以下「動物愛護法」という〕10条）<sup>1)</sup>。トリミングをめぐるトラブルとしては、トリミング台から落ちてけがをしたり、カットの際に誤っ

て尻尾などを切り落としたり、トリミング中の事故に関するものが多いことが指摘されている<sup>2)</sup>。特に猫は犬に比べてトリミング中の事故が多いといわれている。猫の多くはトリミングを必要としないが、本件の猫は長毛種のペルシャ猫であったため、そして、おそらく自分で毛繕いが不十分となる高齢猫であったためトリミングの必要があったと思われる。

ペット美容業者とそこにトリミングを依頼する飼い主の関係は、ペットの毛を切り整えるという仕事の完成を依頼するものであるから請負契約（民法632条）である。美容業者側のペットの取扱いが不適切なためにペットが傷ついた場合、飼い主は、請負契約に基づき債務不履行責任を問うことができるほか、不法行為責任を問うこともでき、ペットの治療費等発生した損害の賠償を請求することができる。本件では、美容業者の従業員であるトリマーが起こした猫の尻尾の切断事故について、飼い主が、美容業者に対して使用者責任（民法715条）に基づき、従業員自身に対して不法行為（同法709条）に基づき損害賠償請求をした事例である。これまで公表されている裁判例の中にトリミング中の事故に関するものは発見できず、本件はその点で貴重な事例といえる。トリミング中の事故ではないか、同様にペット業者が動物を預かっている際に起こった事故に関する裁判例としては、ペットホテルに預託した犬の死亡事故に関する千葉地判平17・2・28（公刊物未掲載、LEX/DB28100770）、同じく預託中の犬の傷害事故に関する青梅簡判平15・3・18（公刊物未掲載、LEX/DB28090929）がある<sup>3)</sup>。

### 二 猫自体の財産的価値

本判決は、尻尾を切断された猫自体の財産的価値については、X<sub>1</sub>らに甲を第三者に売却する意思がなかったことが明らかであることに加えて、本件事故当時、甲が9歳7ヶ月と高齢であり、財産的価値を算出することは困難であり、大切な猫の体の一部が永久に損なわれた損害は慰謝料の中に含めて填補されるのが相当であるとしてこれを認めなかった。

優秀な血統を持つショーキャットについて、時価評価額が取得価格の30万円より高い50万円と認められた事例として、宇都宮地判平14・3・

28（公刊物未掲載、LEX/DB28070865）がある。同判決では、慰謝料額も20万円と高額であり、その他の損害と合わせ93万円余の損害賠償が認められた。しかし、このように商品として価値相当額が考慮されるショー用や繁殖用の犬や猫とは異なり、ペットとして家庭で飼われている犬や猫の財産的価値については、購入時の子犬や子猫の時にピークに時間の経過とともに急速に失われる。拾ったりもらったりした犬や猫については初めからその財産的価値はほぼゼロである。ペットの購入価格や時価が飼い主の慰謝料の算定に際して考慮の一材料となりうるとしても、時価相当額が財産的損害として認められることはほぼない。知人のボクサー犬を無断で連れ出し死亡させた事例に関する東京高判昭36・9・11（判時283号21頁）では、時価相当額と慰謝料の双方が認められたがこれは例外的である。

### 三 飼い主の慰謝料

通常の「物」が第三者により毀損・滅失せしめられた場合、通常はその財産的価値が賠償されれば、そのことで精神的損害も賠償されたと考えられる。理論的には慰謝料請求は可能でも、実務上、慰謝料はほとんど認められない。しかし、飼い主はペットに愛情をかけてきたことでその死傷に際して大きな精神的苦痛を受ける。このことから、民法上は単なる「物」であるはずの動物が交通事故や獣医療過誤などにより死亡・負傷させられた場合には、飼い主からの精神的損害の賠償請求を認める裁判例が定着しており、その額も徐々に上がってきている<sup>4)</sup>。

本判決は、判決の要旨で取り上げたように、ペットは法的には「物」として処理されるが、生命のない動産とは異なり、生命を持ち自らの意思を持って行動し、飼い主との間には種々の行動やコミュニケーションを通じて愛情関係を育みうると述べて、通常の生命のない動産とは異なる動物の「物」としての特質、さらには動物と飼い主が育みうる愛情関係に言及している。獣医療過誤における飼い主からの慰謝料請求が問題となった東京地判平16・5・10（判タ1156号110頁）は、「犬をはじめとする動物は、生命を持たない動産とは異なり、個性を有し、自らの意思によって行動するという特徴があり、飼い主とのコミュニケー

ションを通じて飼い主にとってかけがえのない存在になることがある」と本判決と同様の趣旨を述べる<sup>5)</sup>。このように、ペットの飼い主の慰謝料が問題となる判決中で、動物の通常の「物」とは異なる特質、動物とその飼い主の関係について言及するものが増加している<sup>6)</sup>。

他方で、近時の裁判例においては、民法上の請求に関して動物保護立法に言及することも増えている。たとえば、大阪高判平26・6・27（消費者法ニュース102号363頁）は、猫の里親募集のボランティア活動をしている者から猫を詐取した者に対して猫の返還請求および不法行為に基づく慰謝料請求がなされた事例において、動物の所有者は「命あるものである動物」（動物愛護法2条）の所有者として動物の愛護および管理に関する責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養し、動物の健康および安全を保持するように努めなければならないこと（同法7条1項）、所有者の動物に対する終生飼養に関する努力義務が定められていること（同法7条4項）、さらに所有者であったとしても、必要なく動物の命を奪ったり、傷つけたり、放置したりすることはできず、動物虐待罪に問われること（同法44条）など、動物愛護法の条文を参照しつつ、ボランティアによる動物愛護活動は法的にも保護されるべきものであることを強調し、ボランティアからの慰謝料請求を認めている<sup>7)</sup>。

### 四 慰謝料額

ここ数年の裁判例では、獣医療過誤を中心に飼い主の慰謝料は徐々に高額化しており、ペットの品種などを問わず、飼い主1人に対して20万円から30万円の慰謝料が認められている。たとえば、大阪地判平21・2・12（判時2054号104頁）では雑種の高齢（18歳）の猫について20万円、名古屋高判平20・9・30（交通事故民事裁判例集41巻5号1186頁）ではラブラドルレトリバーの飼い主2人に計40万円、横浜地判平18・6・15（判タ1254号216頁）ではミニチュアダックスフントについて20万円、名古屋高金沢支判平17・5・30（判タ1217号294頁）ではゴールデンレトリバーの飼い主2人に計30万円の慰謝料が認められた。前述の東京地判平16・5・10ではスピッツの飼い主2人に計60万円、大阪高判

平 26・6・27 では猫の里親探しのボランティア 1 人につき 20 万円の慰謝料が認められた。

このような傾向からすると、飼い主 4 人について合計して 10 万円という本判決で認められた慰謝料額は少ない。しかし、上記の裁判例では動物が死亡ないし失踪していたのに対し、本件では猫は深い傷を負ったものの後遺症はなく生きており、判決の要旨で見たように、猫の傷害の程度、再び以前と同じ関係を築ける可能性、猫の年齢、Y<sub>2</sub> に不注意はあったが悪質な処置とまではいえないこと、Y<sub>1</sub> 社はともかく Y<sub>2</sub> は謝罪し深く反省していること等を考慮したうえでの額となっている。慰謝料の算定根拠としては、死亡したペットについてはその購入価格や時価を考慮することも考えられるが、たとえ拾ってきたり無償で譲り受けたりしたペットや高齢で寿命が近いペットでも、飼い主がペットの死亡により受ける精神的苦痛は同等である。本件のような傷害の場合も含めて、結局は事例ごとに、飼い主の精神的苦痛の度合いに即して慰謝料額を決めるしかないであろう<sup>8)</sup>。

### 五 特別な「物」としての動物

本判決は、「ペットは……生命のない動産とは異なり、生命を持ちながらみずからの意思を持って行動し、飼い主との間には種々の行動やコミュニケーションを通じて互いに愛情を持ち合い、それを育む関係が生まれるのであるから、その意味では人と人との関係に近い関係が期待される」と述べ、通常の生命のない動産とは異なる動物の「物」としての特質に言及している。民法が成立した時代において、動物は、財産的価値でのみとらえられ、他の無生物と同様に、所有権の対象である「物」として位置づけられた。他方で、動物は命あるものであり、苦しみなどを感じる能力があることを出発点にして動物保護立法は進められてきた。法の世界で物であるということは、人間の所有の客体となるということであり、財産的価値を備え譲渡可能なものであるということである。動物はこのような意味で「物」であるが、本判決が述べるように、現代社会においては、財産的価値だけでは測ることのできない人格的価値や感情的価値を有する特別な「物」となっている。このような動物をどのように民法の中で位置づけ

るべきかについては、ヨーロッパにおいては盛んに議論されているが、日本ではほとんど議論されてこなかった問題である<sup>9)</sup>。本判決を含め動物の死傷に際しての慰謝料請求の裁判例の蓄積は、このような問題を考える基礎となるだろう。

#### ●—注

- 1) 動物の保管・訓練を行う動物取扱業者をめぐる法的問題については、杉村亜紀子「動物取扱業者の現状と課題——保管・訓練における実務的課題〈特集／ペットをめぐる法的現状と課題〉」ひろば 64 巻 8 号(2011 年) 30 頁。
- 2) 杉村・前掲注 1)「保管・訓練における実務的課題」34 頁。
- 3) これらの裁判例については、杉村・前掲注 1)「保管・訓練における実務的課題」34 頁。また、これらの裁判例をはじめ、ペットをめぐる判例の総合的な紹介と検討をするものとして、浅野明子『ペット判例集——ペットをめぐる判例から学ぶ』(大成出版社、2017 年)。
- 4) わが国における動物の飼い主の慰謝料請求に関する裁判例については、吉井啓子「動物の法的地位」吉田克己＝片山直也編『財の多様化と民法学』(商事法務、2014 年) 254 頁以下。
- 5) 犬(スピッツ)の診療に当たった獣医師らに対する不法行為に基づく損害賠償請求において、飼い主夫婦に合せて 60 万円の慰謝料の支払いが認められた事例である。同判決の評釈として、長谷川貞之「判批」リマークス 32 号(2006 年) 52 頁。
- 6) 東京高判昭 36・9・11(東高民 12 巻 9 号 180 頁)のように、昭和 30 年代にすでに同様の趣旨を述べる裁判例もあった。
- 7) 同判決については、吉井啓子「猫の里親を探すボランティアから猫を詐取した者の不法行為責任」新・判例解説 Watch(法七増刊) 16 号(2015 年) 75 頁。里親に譲り渡すためであっても保護した猫に愛着を持っており、猫の生死などを案じて大きな精神的苦痛を被った点は通常の飼い主と変わらないとして、ボランティアからの慰謝料請求が認められた事例である。
- 8) 渋谷寛「ペットをめぐる損害賠償の動向〈特集／ペットをめぐる法的現状と課題〉」ひろば 64 巻 8 号(2011 年) 16 頁、特に 20 頁以下。後遺症が残った事例では比較的高額の慰謝料が認められていることについて、同論文 21 頁。
- 9) ドイツ、スイス、オーストリアは、「動物は物ではない」とする条文を民法典におく。フランスも、2015 年に、「動物は感覚を備えた生命ある存在である」との条文を民法典に挿入した。

明治大学教授 吉井啓子